

横須賀の漁業

(2008年漁業センサス結果)

＝調査の概要＝

1 調査の目的

漁業の生産構造、就業構造及び背景の実態を把握し、漁業構造の改善等、水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的としています。

2 調査の期日

平成20年11月1日現在

3 調査の種類

海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3種類。なお、この報告書は海面漁業調査についてまとめました。

4 調査の方法

調査員による面接調査及び一部自計申告調査方式から自計申告調査を基本とした調査方法へ移行しました。ただし、漁業就業者の高齢化等を踏まえ、調査客体から面接聞き取り調査の申し出があった場合には、引き続き統計調査員による面接聞き取り調査方法によることも可能としました。

5 用語の定義

(1) 漁業経営体

調査期日前1年間（平成19年11月1日～20年10月31日まで、以下同じ。）に利潤または生活の資を得るために生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕または養殖の事業を営んだ世帯または事業所をいいます。

ただし、調査期日前1年間の漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は、調査客体としていません。

また、官公庁等、産業分類中「漁業」以外のものは、調査対象から除外されました。

(ア) 漁業経営体調査（個人経営体用）

世帯について、自家漁業に雇った人、漁船について、漁業経営について

(イ) 漁業経営体調査（会社用）

事業所の概要、漁業従事者について、漁船について、漁業経営について、会社全体について

(ウ) 漁業経営体調査（漁業協同組合等用）

漁業の従事者について、漁船について、漁業経営について

(エ) 漁業経営体調査（共同経営用）

共同経営について、漁業を行った人について、漁船について、漁業経営について

(2) 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいいます。

(3) 漁船

経営体が所有または借りている船のうち、調査期日前1年間に海面における漁業生産に直接使用した船をいい、これには、主船のほかに付属船を含みます。付属船とは、例えばまき網漁業の灯船、魚群探査船、網船、運搬船等です。（遊魚のみに使用した船、買い付け用運搬船等は含みません。）

6 その他

構成比については、小数点第2位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

本報告書の記載数値のうち、皆無もしくは該当数値のないものは「—」（バー）、数値が得られないもの（計算不能）は「…」、比較減表すものは「-」（マイナス）で表示しました。

また、今回の調査では、漁業従事者世帯調査はなくなりました。このため、「雇われ」の漁業従事者は居住地ではなく雇用者の住所地で調査対象になっており、前回調査との比較には注意が必要です。なお、漁業就業者数についても同様です。